

福祉事務所の設置に関する事務（生活保護等）

根拠法令：生活保護法・児童福祉法等，移譲対象：全町村

1 移譲事務の概要及び移譲状況

(1) 移譲事務の内容

生活保護法，児童福祉法等の関係法令に定める援護，育成又は更正の措置に関する次の事務を処理する。

- 生活保護の決定，実施等に関する事務（生活保護法）
- 助産施設，母子生活支援施設への入所措置に関する事務（児童福祉法）
- 児童扶養手当の認定，支給に関する事務（児童扶養手当法）
- 障害児福祉手当の認定，特別障害者手当の認定等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- 福祉手当の支給（国民年金法等の一部を改正する法律）

(2) 移譲のメリット

- 町村において，福祉に関するニーズに対して自らの権限と責任に基づき，自己完結型の福祉サービスの提供体制を確保することができる。
- 住民に身近な町村で手続きが可能となることで，迅速な事務処理や地域の実態に即したきめ細かな対応が可能となり，住民の利便性の向上やサービスの質の向上につながる。

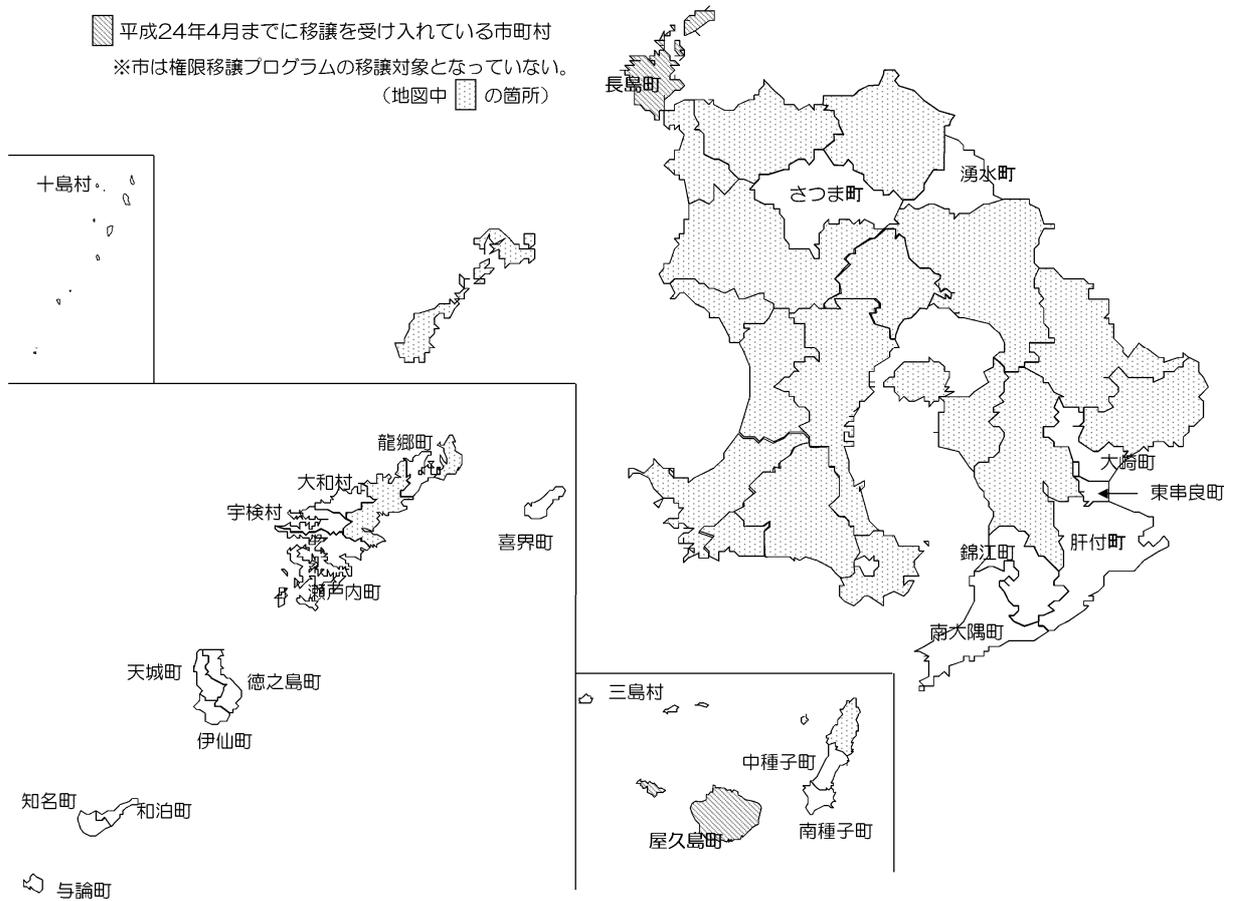
(3) 移譲事務に関する県の支援策

- ① 財源措置
地方交付税制度により事務処理に必要な経費等を措置
- ② 人的支援措置
 - ・人材育成
県関係機関への受入研修の実施（生活保護関係）により，担当職員の知識・技能習得の支援
 - ・県職員の派遣等
町村からの要請に基づいて，査察指導員，生活保護現業員等を派遣
- ③ 事務処理体制の整備
 - ・移譲後の定期的な研修会開催等による担当職員の知識・技能習得の支援
 - ・移譲後における随時の情報提供及び相談対応

(4) 平成25年4月時点での移譲状況

移譲対象	移譲対象市町村数	移譲受入市町村数	移譲率 ※
全町村	24	2	8.3%
年度別移譲状況			
年度	移譲市町村		
H19年4月	長島町		
H21年4月	屋久島町		

※ 「移譲率」＝「移譲受入市町村数」÷「移譲対象市町村数」



2 移譲市町村の取組状況等

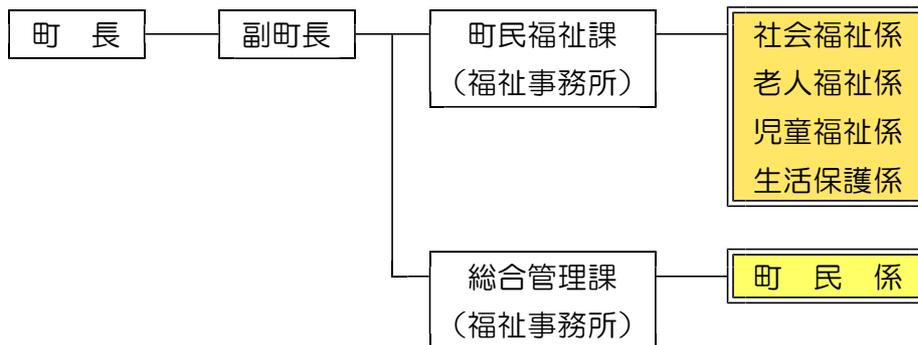
◎長島町（平成19年4月から移譲）の事例

(1) 移譲後の事務処理体制

11名

《内訳》 町民福祉課 : 9名（所長，次長，担当7名）

総合管理課（指江庁舎） : 2名（担当2名）



(2) 移譲受入れを決定した経緯

長島町では、「夢と活力ある福祉の充実した長島町」の実現に向けて、住民がいかに幸せを実感できるかが重要であり、高齢化が進む中、福祉政策や地域の活力を第一に、きめ細やかなサービスをいかに提供できるかを課題としていた。

また、長島町は、鹿児島県の最北端の町として薩摩半島の北西部に位置する阿久根市と黒之瀬戸大橋で繋がっているが、生活保護や児童福祉などの手続きのためには、わざわざ60km離れた北薩地域振興局（薩摩川内市）まで行く必要があり、住民にとって大きな負担となっていた。

このため、住民の福祉向上を目指し、一人ひとりを大切にするきめ細かな福祉の充実したまちづくりと、迅速で丁寧な福祉行政を進めるため、平成19年4月から権限を受け入れている。

この権限移譲により、町村としては全国で4番目、九州では初めてとなる福祉事務所が開設されている。

【図表①】権限移譲前の状況

町民は、生活保護等の手続きを行う際には、県窓口への相当時間の移動が必要であった。



(3) 移譲事務の処理状況

長島町福祉事務所の管内には、平成25年3月現在、生活保護世帯が53世帯あり、また、平成23年度は児童扶養手当について、118件の認定を行い、延べ1,397人に支給している。

福祉事務所の窓口業務について、現在、住民の利便性の向上を図るため、事務所のない指江庁舎でも行える体制としているが、住民から具体的な相談があった場合など、対応が困難なケースについては、町民福祉課の職員が指江庁舎まで行って対応することも多い。

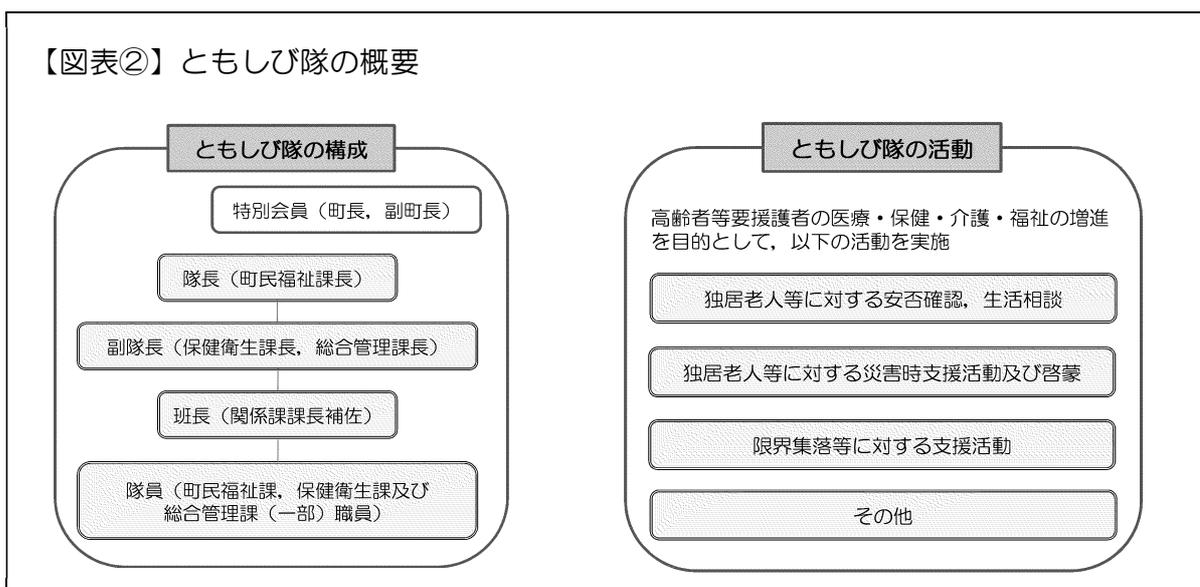
このため、町では、福祉事務所の円滑な運用を図るため、専任職員の配置や職員の資質向上、事務所内の応援態勢の確保などに取り組んでいる。

(4) 移譲事務を活用した独自の取組等

長島町では、福祉事務所の設置による住民サービスの充実に加えて、福祉向上の実現に向けての取組をより一層強化していくため、町民福祉課長を隊長とし、福祉事務所職員等を中心とした職員で構成する「ともしび隊」を組織している。

「ともしび隊」では、日常生活や安全対策に対し不安を抱きやすい、高齢者のみの世帯や独居老人世帯などを対象に、地域担当の民生委員と連携した居宅訪問による声かけ活動など、安否確認、生活相談及び健康チェック等を積極的に行っている。

この活動により、住民の意見や現況などをいち早い段階で把握し、福祉事務所の活動におけるきめ細かな状況把握などに役立っているほか、住民の話し相手になることで高齢者の方々の孤独感の払拭に役立つなど、住民からも当初の予想以上に評価されている。



(5) 移譲を受けて効果のあった点や今後期待されること

長島町では、福祉事務所が町の福祉業務の第一線のサービス機関として、これまで町で行っていた障害者福祉、高齢者福祉などの福祉に関する事務も実施するなど、従来からのサービスと移譲事務を連動させることで、複合的な福祉サービスの提供を実現している。

さらに、町で実施している就労支援施策などについても、関係課と連絡を取り合いながら情報提供等を行うなど、住民にとって身近で利用しやすい窓口として、様々な相談対応や指導にあたっている。

住民にとっても、身近な町役場で手続きが行えるようになったことで、移動負担の大幅な改善や手続きのスピード向上が図られたほか、市町村合併により町として福祉分野への重点的な職員配置が可能となり、普段から住民とふれ合う町職員が対応していることもあり、「身近できめ細やかな行政」が実現されている。

町では、「夢と活力ある福祉の充実した長島町」の実現に向けて、引き続き、福祉事務所を中心とした、住民にとって利用しやすく、一人ひとりを大切にすきめ細やかな福祉の充実したまちづくりに取り組んでいくこととしている。

(6) 移譲事務の処理に関する留意点等

福祉事務所は、福祉に関する幅広い業務を担当しているが、長島町では、住民の生活環境に応じた福祉サービスが的確かつ迅速に提供できるよう、窓口での相談対応や個別訪問の際の丁寧な聞き取りによる住民の実情やニーズの詳細な把握、所内・町全体での連携の強化などに取り組んでいる。

○長島町から一言

移譲を検討する段階では、町に福祉事務所を設置した場合、「住民との距離が近くなりすぎるため円滑な事務執行が困難となるのでは」といった懸念もありましたが、実際には、普段から住民とふれあいを持つ町職員が対応しているため、住民との信頼関係を構築しやすく情報も入ってきやすいため、住民の実態を正確に把握した上でのきめ細やかな対応に繋がっています。

(7) 移譲を受けて住民や事業者から寄せられた意見

長島町には、福祉事務所の設置により、住民の方から「役場でいろいろと対応してくれるので相談がしやすい。」といった声が、また、民生委員の方からも「行政と連携した対応が取りやすくなり、住民の方々への対応もスムーズになった。」などの意見が寄せられている。